

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

羽島市水道課より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新が必要になります

●**令和元年10月1日**より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、**指定の更新がなされない場合は失効となります**。
※**政令**の規定により、旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途ダイレクトメールにてお知らせいたします。**※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。**

●更新申請に必要な書類

- ・**指定申請書**及び**誓約書**
- ・**機械器具調書**
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)
又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(**免状**又は**技術者証**等)
《厚生労働省令第18条に準拠》

◎その他羽島市が別途確認する事項

- ・**右の◎のとおり**

○指定更新手数料

- ・1件につき、**14,000円(非課税)**
《羽島市給水条例第32条の規定》

●更新の要件は**新規指定と同様**となります

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者
※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

◎指定を更新する際に、羽島市が別途確認する4項目

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせ

羽島市水道課 TEL:058-392-9960